

## 土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、土岐市制70周年を盛り上げることを目的とし、団体等が自ら企画し実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、構成員が5人以上であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象団体から除外するものとする。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行う団体
- (2) 土岐市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団員等が構成員に含まれる団体
- (3) その他市長が不相当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 土岐市制70周年記念事業基本方針の基本理念を踏まえ、土岐市制70周年を盛り上げることを目的として賑わいを創出する事業
- (2) 補助対象団体が土岐市制70周年を機に新たに企画し、又は既存の事業を拡充して実施する事業
- (3) 令和7年2月1日から令和8年1月31日までの間に実施する事業
- (4) 土岐市内で実施し、幅広く市民を対象とする事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は補助事業の対象としない。

- (1) 土岐市の信用又は品位を害し、又は害するおそれのある事業
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれ

のある事業

(4) 営利を主たる目的として実施する事業

(5) 国、地方公共団体（本市を含む。）又はその他これらに準ずる団体から補助金を受けている事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次の表のとおりとする。

項目	内容
報償費	講師、出演者等（団体等の構成員を除く。）への謝礼等
旅費	講師、出演者等（団体等の構成員を除く。）の交通費及び宿泊費
消耗品費	事業実施に必要な文具、日用品や材料費
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成に係る印刷製本費
燃料費	事業実施に係る燃料費
通信運搬費	事業実施に係る郵送料、配送料
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
委託料	専門知識、技術を要する業務等の委託費（事業自体の委託は対象外）
使用料及び賃貸料	会場借上料、各種機材レンタル料
その他	事業実施に必要な上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

（補助金）

第5条 補助金の額は補助対象経費の10分の9に相当する額とする。ただし、補助対象事業に係る収入がある場合は、補助対象事業に要する経費の総額から補助対象事業に係る収入（この告示に基づく補助金を除く。）の合計を差し引いた額を超えないものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の限度額は45万円とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、補助金の総額が予算の額を上回る場合は、補助金の総額が予算の範囲内となるよう、別に定める方法により按分した額を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、別に定める期間内に、土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書

（2）収支予算書（別記様式第2号）

（3）補助対象団体の概要が分かる書類

（4）会員名簿

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請は、同一の補助対象団体につき1事業に限るものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合は、土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、不採択の決定をする場合は、土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金不採択通知書（別記様式第4号）により当該交付申請を行った団体に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、規則第6条各号に掲げ

る事項とする。

2 規則第6条第1号の軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の変更とし、同条第2号の軽微な変更は、事業計画の細部の変更とする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助対象事業の完了（補助対象事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日以内に、土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書（別記様式第6号）

(3) 事業実施に係る記録写真、資料等

(4) 補助対象経費に係る領収書等支出を証する書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容が補助金交付決定の内容に適合しているかを審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金確定通知書（別記様式第7号）により交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項本文の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第8号）を、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 交付決定団体は、補助事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この告示に定めのあるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年6月10日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 所在地

団体名  
代表者氏名  
連絡先

土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付申請書

土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業名

補助対象経費の額 円(A)

補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円(A)×9/10【1,000円未満切り捨て】

(添付書類)

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 補助対象団体の概要が分かる書類
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

収支予算書

（1）事業名

（2）収入の部

（単位：円）

科目	予算額	摘要
合計		

（3）支出の部

（単位：円）

科目	予算額	摘要
報償費		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
燃料費		
通信運搬費		
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料		
その他		
補助対象外経費		
合計		

（注）摘要欄は可能な限り詳しく記入してください。

様式第3号（第7条関係）

土岐市指令 第 号  
年 月 日

様

土岐市長

土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった土岐市制70周年記念団体等事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

事業名

交付決定額 円

(交付条件)

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

土岐市長

土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金不採択通知書

年 月 日付けで申請のあった土岐市制70周年記念団体等事業補助金について、不採択と決定したので、土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

不採択の理由

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

連絡先

土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金実績報告書

年 月 日付け土岐市指令 第 号により交付決定を受けた土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金に係る事業実績について、土岐市制70周年記念団体等事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の書類を添えて報告します。

（添付書類）

- （1） 事業実施報告書
- （2） 収支決算書（様式第6号）
- （3） 事業実施に係る記録写真、資料等
- （4） 補助対象経費に係る領収書等支出を証する書類

様式第6号（第9条関係）

収支決算書

（1）事業名

（2）収入の部

（単位：円）

科目	決算額	摘要
合計		

（3）支出の部

（単位：円）

科目	決算額	摘要
報償費		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
燃料費		
通信運搬費		
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料		
その他		
補助対象外経費		
合計		

（注）①摘要欄は可能な限り詳しく記入してください。

②必ず領収書等の支出証拠書類を添付してください。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

様

土岐市長

土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金確定通知書

年 月 日付け土岐市指令 第 号で交付決定した土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金について、下記のとおり確定したので土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

事業名

補助金確定額

円

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

連絡先

補助金交付請求書

月 日付け 第 号により交付の確定通知のあった土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金について、土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求額

円

（ 交付確定額  
既受領済額

円

円

4 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用農業協同組合	本店 支店
預金種別	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

土岐市長 様

申請者 所在地

団体名  
代表者氏名  
連絡先

補助金概算払交付請求書

月 日付け土岐市指令 第 号により交付の決定通知のあった土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金について、土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり概算払請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 請求額 円
- 3 概算払を必要とする理由

4 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用農業協同組合	本支店
預金種別	普通	・ 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		